

奈良県訓令第九号

各部 課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程（平成二十五年三月奈良県訓令第八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

本則中「総務部」の下に「（知事公室国際課を除く。）」を加え、「東アジアとの連携推進、」を削り、「地域振興部」を「総務部（知事公室国際課に限る。）、地域振興部」に改め、「東アジアとの連携推進及び」を削る。